

第7回 相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成16年11月18日（木）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206 (直通) FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

URL <http://www.st-gappei.jp>

目 次

議 事

< 協議事項 >

協議第34号 法定合併協議会について	1
--------------------------	---

< 報告事項 >

報告第25号 市町村合併シンポジウムの結果について	5
---------------------------------	---

その他

藤野町との合併協議に係る調整状況について	9
----------------------------	---

協議第34号

法定合併協議会について

法定合併協議会について、次のとおり協議を求める。

平成16年11月18日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会は、平成16年4月1日の設立以来協議を重ね、予定していた任意合併協議会が行うべき協議事項については、協議が整っている。

また、本協議会では、合併の期日を「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)の適用を受け、平成18年3月31日までに合併することを目標として決定している。

このため、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)及び「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき合併協議会を設置し、市町村建設計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行っていくことを確認する。

法定合併協議会について

1 法定合併協議会の位置付け

法定合併協議会とは、「地方自治法第252条の2第1項」及び「市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項」の規定に基づき設置される協議会であり、合併の是非も含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行うために設置される組織。

その設置に当たっては、関係市町村の協議により規約を定め、関係市町村の議会の議決が必要である。

また、任意合併協議会とは、任意に設置されるもので、法的手続きや協議する内容と範囲などは定められていない。しかし、これまでの先進事例では、法定合併協議会に準じた組織体制を設けて、合併に必要な事項の協議やまちづくりビジョン等について議論を重ねることにより、法定合併協議会への移行を判断するための協議の場と位置付けているケースが多い。

なお、平成16年11月1日現在、全国の1,779市町村により、574の法定合併協議会が設置されている。

2 法定合併協議会の役割

法定合併協議会は、合併市町村の建設に関する基本的な計画として「市町村建設計画」を作成し、また、その他市町村の合併に関する協議を行い、最終的に「合併協定書」をまとめる。

3 法定合併協議会の設置手続き

(1) 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による事前協議

法定合併協議会設置に係る所要事項の協議

法定合併協議会規約(案)の作成

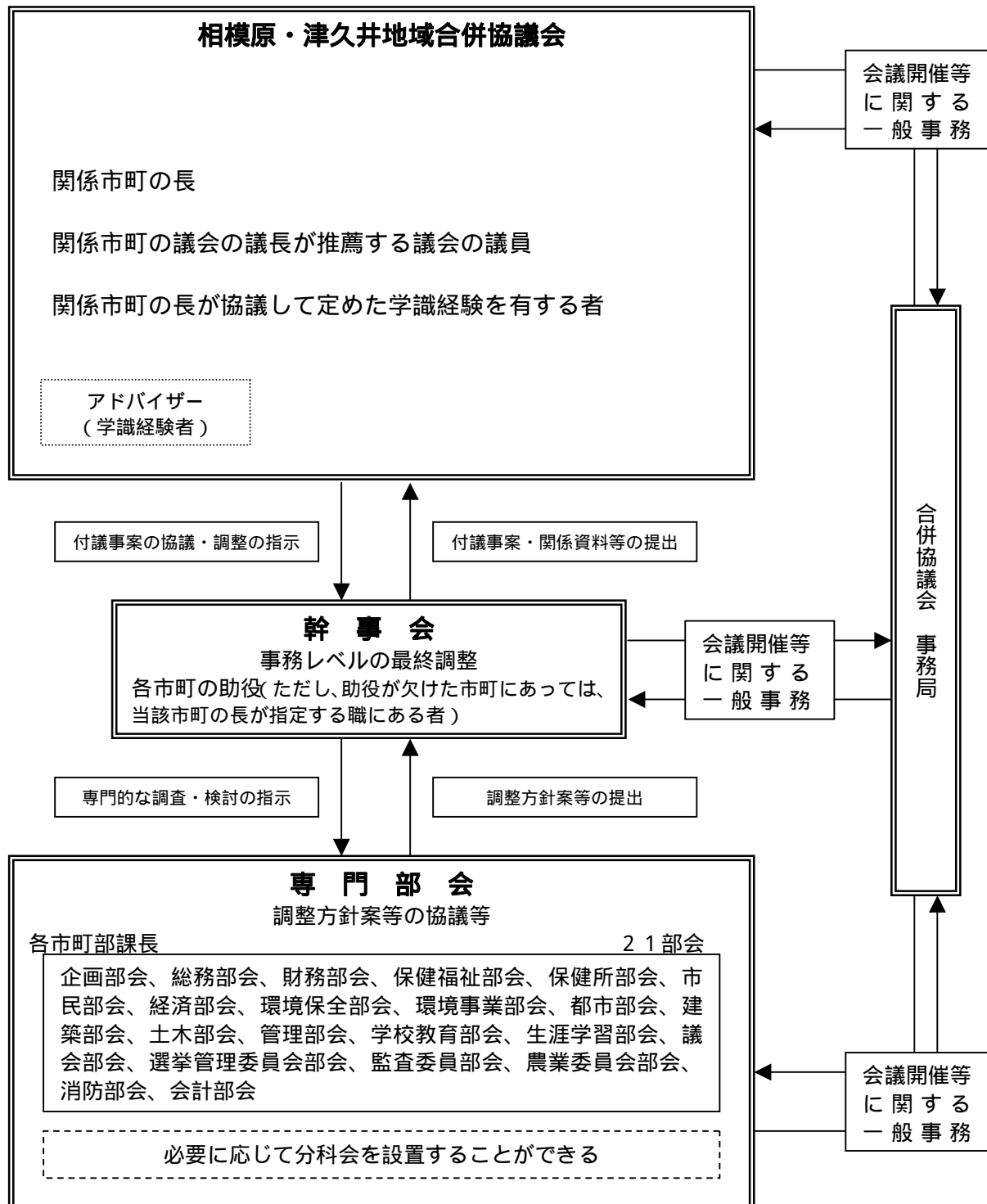
(2) 法定合併協議会設置に係る相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の各議会の議決

〔法定合併協議会設置に係る議会への付議案件は、法定合併協議会設置議案(法定合併協議会規約を含む。)及び法定合併協議会に係る(補正)予算となる。〕

(3) 法定合併協議会を設置した旨及び規約の告示

(4) 県知事への設置届出

相模原・津久井地域合併協議会組織イメージ



法定合併協議会の設置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（合併協議会の設置）

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

報告第25号

市町村合併シンポジウムの結果について

市町村合併シンポジウムの結果について、次のとおり報告する。

平成16年11月18日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

市町村合併シンポジウムの結果について

1. 開催の日時等について

テーマ ～自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市を目指して～

【1回目】

日 時：平成16年10月16日（土）午後7時～9時40分

場 所：相模原南市民ホール

参加人数：130人

【2回目】

日 時：平成16年10月20日（水）午後7時～9時30分

場 所：杜のホールはしもと

参加人数：164人

【3回目】

日 時：平成16年10月23日（土）午後7時～9時45分

場 所：神奈川県立相模湖交流センター

参加人数：250人

* 3回場での延べ参加人数544人

2. シンポジウムの内容について 【10月16日（土）、20日（水）、23日（土）】

(1) 開会あいさつ：相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

(2) 基調講演：テーマ「なぜ、いま市町村合併なのか」

10月16日（土）相模原南市民ホール、10月20日（水）杜のホールはしもと

講師：明治大学政治経済学部助教授 牛山 久仁彦

（10月20日の基調講演及びパネルディスカッションのコーディネーターは、台風の影響により辻 琢也 政策研究大学院大学教授から牛山 久仁彦 明治大学政治経済学部助教授に変更。）

10月23日（土）神奈川県立相模湖交流センター

講師：東海大学政治経済学部教授 吉田 民雄

(3) 「相模原・津久井地域合併協議会の経過について」報告

報告者：相模原・津久井地域合併協議会事務局長 田所 直久

(4) 「まちづくりの将来ビジョン(素案)について」報告

10月16日(土)相模原南市民ホール、10月20日(水)杜のホールはしもと
報告者:まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長 矢越 孝裕

10月23日(土)神奈川県立相模湖交流センター

報告者:まちづくりの将来ビジョン検討委員会副委員長 中里 州克

(5) 休憩 質問票記入時間

(6) パネルディスカッション

テーマ:「合併で目指そう 新しいまちづくり」

10月16日(土)相模原南市民ホール

パネリスト

森田 文恵: NPO 法人男女共同参画さがみはら副代表理事

矢越 孝裕: まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長

小川 勇夫: 相模原・津久井地域合併協議会会長

溝口 正夫: 相模原・津久井地域合併協議会副会長

天野 望: 相模原・津久井地域合併協議会副会長

コーディネーター

牛山 久仁彦: 明治大学政治経済学部助教授

討議内容

1 巡目: 各地域の持っている特性、資源、可能性等について。

2 巡目: 新しい市の将来像を考えた時に、合併でどのような可能性があるのか。

3 巡目: 可能性を実現していく場合に行政や住民はどのような努力が必要か。

どうすれば魅力ある新市が建設できるのか。

10月20日(水)杜のホールはしもと

パネリスト

一戸 法子: NPO 法人男女共同参画さがみはら理事

矢越 孝裕: まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長

小川 勇夫: 相模原・津久井地域合併協議会会長

溝口 正夫: 相模原・津久井地域合併協議会副会長

天野 望: 相模原・津久井地域合併協議会副会長

コーディネーター

牛山 久仁彦: 明治大学政治経済学部助教授

討議内容

1 巡目: 地域の現状を踏まえた将来のまちづくりの可能性について。

2 巡目: 魅力あるまちづくりの実現のために必要なものは何か。

10月23日(土)神奈川県立相模湖交流センター
パネリスト

尾崎 洋子：津久井町婦人会連絡協議会会長

中里 州克：まちづくりの将来ビジョン検討委員会副委員長

小川 勇夫：相模原・津久井地域合併協議会会長

溝口 正夫：相模原・津久井地域合併協議会副会長

天野 望：相模原・津久井地域合併協議会副会長

コーディネーター

吉田 民雄：東海大学政治経済学部教授

討議内容

1 巡目：地域の現状を踏まえた将来のまちづくりの可能性について。

2 巡目：魅力あるまちづくりの実現のために必要なものは何か。

* シンポジウム参加者からの質問票による質疑応答

* 各会場の参加者から、ご提出いただいた質問票について回答。

* 質問票に基づいて、パネリストの中からコーディネーターが指名し、発言をいただいた。

* 同様の内容の質問については、一括して紹介した。

* 各会場の参加者からの質問については、類いのものを取りまとめて要旨とし、回答と合わせ合併協議会だよりや合併協議会ホームページに掲載。

・ 10月16日(土) 相模原南市民ホールでの質問票数 20人 51件

・ 10月20日(水) 杜のホールはしもとでの質問票数 15人 30件

・ 10月23日(土) 相模湖交流センターでの質問票数 31人 49件

3会場での延べ質問票数 66人 130件

その他

藤野町との合併協議に係る調整状況について

< 現在までの経過 >

平成16年8月6日から12日

藤野町長が相模原市長、城山町長、津久井町長、相模湖町長を訪れ、相模原市及び津久井郡4町での合併に向けての協議及び支援について申し入れ。

8月25日・9月21日

相模原・津久井地域合併協議会において、藤野町との検討状況を報告。

9月17日

藤野町議会が、「1市4町合併特別委員会」を設置。

委員の定数は13名で、議長を除く全議員で構成。

10月13日

藤野町議会が全員協議会を開催。相模原・津久井地域合併協議会の協議経過を説明。

11月1日

1市4町の合併担当部課長で構成し、合併協議に係る連絡及び調整等を行う「相模原市及び津久井郡合併連絡協議会」を設置。第1回目を開催。

相模原市及び津久井郡合併連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 相模原市、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町(以下「1市4町」という。)は、1市4町の合併協議を円滑に進めるための調整等を行う相模原市及び津久井郡合併連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 1市4町の合併協議に係る連絡及び調整に関すること。
- (2) 相模原・津久井地域合併協議会において決定及び承認された事務事業一元化調整方針のうち、1市4町で検討する必要がある事項に係る調整に関すること。
- (3) 相模原・津久井地域合併協議会において決定されたまちづくりの将来ビジョンのうち、1市4町で検討する必要がある事項に係る調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、1市4町の合併協議について必要な事項

(組織)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる委員及びオブザーバー委員をもって組織する。

2 前項のオブザーバー委員は、次条に掲げる座長の求めに応じて意見を述べることができる。

(座長及び副座長)

第4条 連絡協議会に座長及び副座長1人を置く。

2 連絡協議会の座長は、相模原市広域行政担当部長を、副座長は、座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議は、座長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 連絡協議会の会議において必要があると認めるときは、座長は、委員及びオブザーバー委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、相模原市企画部広域行政推進課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	所 属 ・ 役 職
委 員	相模原市広域行政担当部長
	城山町総務部長
	津久井町合併対策室長
	相模湖町合併推進課長
	藤野町総務部長
オブザーバー委員	神奈川県企画部市町村課課長代理
	神奈川県県央地区行政センター企画調整部長
	神奈川県津久井地区行政センター企画調整部長

相模原市と藤野町の合併協議に伴う体制について

< 組織図 >

